

(お知らせ)

定期検査中の福島第一原子力発電所3号機における
運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成19年11月7日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

当所3号機(沸騰水型、定格出力78万4千キロワット)につきましては、平成19年8月31日より定期検査中ですが、本日午後2時27分、原子炉保護系*¹に係るスクラム排出容器*²のすべての水位高検出器*³(8個)の元弁(16個)が本来開いているべきところ、閉じていることを運転員が確認いたしました。

現在、原子炉内に燃料集合体が装荷され、制御棒が全挿入された状態であり、保安規定ではこの状態において当該検出器が動作可能であることが要求されております。

このため、連絡を受けた当直長は、当該検出器が動作不能であると判断し、同時刻、保安規定で定める「運転上の制限*⁴」からの逸脱を宣言いたしました。

その後、当該検出器の元弁を開け、当該検出器が動作可能であると判断したことから、午後2時59分、保安規定で定める「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

今後、原因を調査いたします。

なお、これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 原子炉保護系

原子炉の安全性を損なうおそれのある事象が生じた場合、あるいは予想される場合、原子炉を速やかに緊急停止（スクラム）させる装置。

* 2 スクラム排出容器

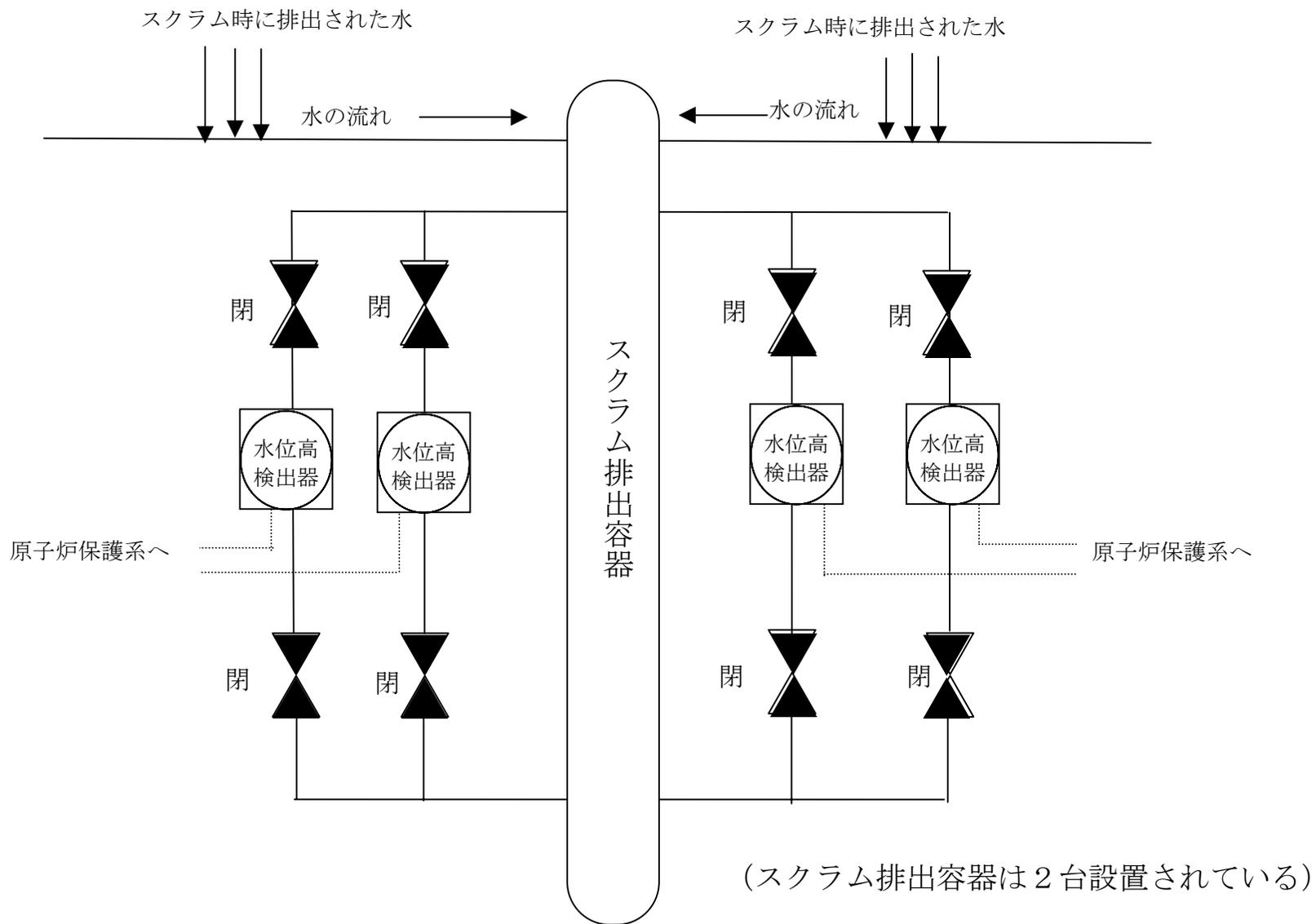
スクラムとは原子炉が緊急停止することであり、スクラム信号が発生すると全制御棒が水圧駆動により原子炉内へ急速挿入される。その際、排出される水を受けのための容器としてスクラム排出容器が2台設置されている。

* 3 水位高検出器

スクラム排出容器内の水が満水状態に近くなった場合、排出された水を受けることができず制御棒を急速挿入することができなくなるため、水位がある一定以上に高くなった際に、スクラム信号を発生させるための検出器。1台の容器に4個設置されている。

* 4 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになっている。



3号機スクラム排出容器水位高検出の系統概略図